有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

有田市長 望月良男

有田市訓令第19号

有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効的な利活用の促進並びに移住定住による地域の活性 化を図るため、有田市空き家・空き地バンク実施要綱(令和3年訓令第16号。以下「実 施要綱」という。)の規定により登録された空き家の家財撤去等を行う空き家所有者又 は移住者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項 を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空き家 実施要綱第6条の規定により空き家・空き地バンクに登録された空き家をいう。
  - (2)移住者 実施要綱第9条第2項の規定により利用登録された者であって、転入前 1年間において、本市の住民基本台帳に記録のないものをいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者は、空き家の所有者又は移住者で、次の各号のいず れにも該当するものとする。
  - (1) この要綱による補助金を過去に受けていないこと。
  - (2) 本市に対し、市税の滞納がない者であること。
  - (3) 空き家の所有者又は移住者とその世帯員がいずれも有田市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 12 号)第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者又は 暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (4) 空き家の所有者にあっては、補助金の交付を受けた日から成約に至るまでの3年間、空き家・空き地バンクに登録する者であること

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 空き家のごみの処分に要する経費
  - (2) 空き家の特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)により指定された

特定家庭用機器の処分に要する経費

- (3)前2号の処分(以下「片づけ」という。)とともに空き家敷地内の樹木の伐採及び 処分をする場合に係る経費
- (4)前3号の処分を業者に委託する場合に係る経費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の 10 分の 10 (その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10 万円を上限とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、有田市空き家 家財道具等処分支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添 えて、市長に提出しなければならない。
  - (1)誓約書兼同意書(様式第2号)
  - (2) 片づけに係る経費の見積額及びその内訳が分かる書類(片づけを委託する場合は、受託業者が作成した見積書)
  - (3) 片づけ前の空き家の状況写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付決定通知書(様式第3号)又は有田市空き家家財道具等処分支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、その申請内容に変更が生じたときは、有田市空き家家財道具等処分支援補助金変 更申請書(様式第5号)により申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請を受け、承認した場合は、有田市空き家家財道具等処分支援 補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により、承認しなかった場合は、有田市空 き家家財道具等処分支援変更不交付決定通知書(様式第7号)により、それぞれ通知 するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 交付決定者は、交付決定後に申請を取り下げようとするときは、有田市空き家 家財道具等処分支援取下げ届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。 (完了報告書等)
- 第10条 交付決定者で片付けが完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、有田市空き家家財道具等処分支援完了報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 片づけに要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

- (2) 片づけ後の空き家の状況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(完了の確認及び交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を精査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、有田市空き家家財道具等処分支援補助金確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求及び支払い)

- 第12条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、有田市空き家家財道具等処分支援補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。 (交付決定の取消し)
- 第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決 定を取り消すものとする。
  - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
  - (3)補助金の交付を受けた日から3年以内に正当な理由なく空き家・空き地バンクの登録を取り下げたとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、有田市空き家家財 道具等処分支援交付決定取消通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するもの とする。

(補助金の返還)

- 第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に 補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 前項の返還命令は、有田市空き家家財道具等処分支援補助金返還命令書(様式第 13 号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。